

名古屋港管理組合議会 令和6年11月 本会議質疑・一般質問概要



令和6年11月定例名古屋港管理組合議会が開かれ、11月14日（木）に質疑及び一般質問が行われました。質問・答弁の概要は次のとおりです。

○ 村瀧嘉将議員（県・民主）

中川運河の再生・にぎわいの創出について

中川運河再生計画の理念にのっとり、にぎわい創出のため、中川運河まつりの復活と定期的な開催に向けて、名古屋港管理組合が主体的に取り組み、相応の予算をつけるべきと考えるがどうか。

答弁 地域で実施される祭りについては、それぞれの目的に沿って地域が発展するよう、地域住民が主体となり実施されるものと考えている。

その中で、中川運河まつりは、運河沿線の倉庫や周辺の住宅などへの安全の確保に配慮する必要があるものの、名古屋市と連携して、地元への協力を検討していきたい。

一方、予算的な関与については、祭りの内容などを考慮し、慎重に検討すべき事項であると考えている。

○ 再質問

管理組合が、みなと祭には主体的に取り組みながら、中川運河まつりには主体的に取り組むべきではないとする理由は何か。

答弁 みなと祭は、港湾関係者の総意の下、実施される名古屋港全体の祭りであると考えており、本組合は事務局として全体を統括しているが、地域が主体となる行事については、港区役所や地区学区等が各行事を統括し、それぞれが主体的な役割を担っている。

中川運河まつりへの本組合の関わりについては、個別の要望を聞きながら、名古屋市と連携して土地や水域の提供、手続の簡素化など、本組合が果たすべき役割を含めて、どのような形で地元に協力できるのか検討していきたい。

○ 再々質問

管理組合が、みなと祭の事務局を担っているように、中川運河まつりでも事務局を担ってもらいたいと考えるがどうか。

答弁 まずは地元と話す場を設け、地域の方々から要望を聞きながら、名古屋市と連携

して、本組合が果たすべき役割を含めて、どのような形で地元と協力ができるのか検討していきたい。

○ みつなか美由紀議員（市・共産）

(1) 第11号議案 指定管理者の指定について

ア 名古屋港埠頭株式会社を選定するまでの経緯について、聞きたい。

答弁 指定管理者の候補者を選定するため、令和6年6月に外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を設置し、9月に同委員会において、名古屋港埠頭株式会社が提出した指定管理者指定申請書の審査を行い、同社を候補者として選定した。

イ 管理組合として何を重視して選定されたのか。

答弁 指定管理者を選定する上で、審査の基準を条例で定めており、利用者に対するサービス向上となる視点において、その条例の中で「業務計画の内容が施設の設置目的を効果的に達成することができるものであること」という点を重視した。

ウ 公募は行わず、名古屋港埠頭株式会社を前提に進められてきたということでは、他の業者との比較もなく判断をしたということになるが、同社をどのように評価したのか。

答弁 選定委員会では、名古屋港埠頭株式会社がこれまでの外貿コンテナ埠頭、フェリー埠頭等の管理運営の十分な経験を通じて港湾の特殊性・専門性に対する十分な知見を有しており、また、名古屋港関係者との信頼関係を構築していることや、外郭団体として本組合の施策の推進、行政目的の完遂を補完する組織であり、本組合との協働による相乗効果を期待できることが評価された。

エ 管理組合が、実務から離れてしまうと、十分なチェック機能が果たせるのか、利用者の声や要望を直接聞けないことで指定管理者との情報のずれが生じるのではないかなど、危惧されるが、それらについてどう対応するのか。

答弁 在来埠頭関連施設においては、これまで本組合が利用者調整や使用許可を行ってきたが、今後は指定管理者を通じて利用者と関わっていくことになる。

制度導入後は、指定管理者による民の柔軟かつ機動的な対応力が発揮されることが期待できる中で、本組合としては、施設の利用状況などの定期的なモニタリングや日常的に情報交換などを行うことで、指定管理者へのチェック機能を果たすとともに、利用者ニーズの把握に努めていきたい。

(2) 日米共同統合実動演習に伴う自衛隊による名古屋港の利用について

ア 今回の自衛隊による名古屋港の利用について、防衛省からはどのような要請があり、管理組合としてどのように対応をしたのか、その経緯を聞きたい。

答弁 令和6年10月に本港で行われた自衛隊の車両及び隊員の輸送については、

8月6日に防衛省東海防衛支局から本組合に対し、民間船舶による輸送について打診があり、9月26日に同支局から説明を受けた。今回の本港の利用については、民間船舶による本港から鹿児島港への自衛隊の車両及び隊員の輸送であると確認している。

イ 管理組合の認識として、自衛隊の名古屋港の利用についての基本的な考え方を聞きたい。

答弁 基本的な考え方については、港湾法第13条第2項の規定に基づき、一般船舶の利用に支障がない限り、通常の船舶と同様に扱っている。

ウ 名古屋港を利用した部隊及び装備品以外の戦車や火砲などの輸送は、通常の輸送とは明らかに異なる危険なものであり、基本的には認められないと考えているが、見解を聞きたい。

答弁 自衛隊による戦車や火砲等の貨物輸送については、関係法令にのっとり安全に配慮して行われているものと認識しており、さきの答弁のとりの取扱いとしている。

エ 政府は、有事に備え、8つの空港と20の港湾を特定利用空港・港湾に指定し、自衛隊や海上保安庁などが訓練などで円滑に使えるよう、整備・拡充しているが、名古屋港は特定利用港湾には指定されていない。指定の有無により自衛隊の港湾利用に違いがあるのか、聞きたい。

答弁 特定利用港湾は、自衛隊や海上保安庁が平素から港湾を円滑に利用できるよう、政府が必要な整備等を図るものとされている。

本港は特定利用港湾に指定されていないが、自衛隊の港湾利用については、港湾法に基づき、さきの答弁のとおり適切に対応していく。

○ 再質問

今回の輸送は演習の一環であり、名古屋港としては、訓練や演習目的での利用を拒否すべきであったと考えるが、自衛隊の演習目的での利用についてどう考えるのか。

答弁 本港は海上輸送を支える重要な社会基盤であり、本港の利用については、港湾法に基づき適切に対応していく。

○ 山田たかお議員（県・自民）

ガーデンふ頭再開発について

令和5年度に協働事業者を公募した際の募集要項には、「水族館は、管理・運営を除いて連携を図ることを基本とする」とあるが、再開発側から見て水族館との連携についてどのように考えているのか。

答弁 ガーデンふ頭の再開発を検討するに当たっては、同ふ頭西側にある水族館の立地を生かしながら、ガーデンふ頭全体を一体的に捉えて回遊動線を確保するなど、しっかりと連携を図っていくことが重要である。

今後のガーデンふ頭再開発の立案に当たっては、水族館との連携を念頭に、民間のアイデアや発想をガーデンふ頭再開発基本計画のコンセプトであるにぎわいとくつろぎの創出に生かしていけるよう、幅広く検討を行っていく。